

---

令和4年 第1回 高千穂町議会定例会会議録(第4日)

令和3年3月15日(火曜日)

---

議事日程(第4号)

令和4年3月15日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(13名)

1番 藤田 利廣議員	2番 田中 義了議員
3番 佐藤さつき議員	5番 板倉 哲男議員
6番 磯貝 助夫議員	7番 本願 和茂議員
8番 中島 早苗議員	9番 馬原 英治議員
10番 坂本 弘明議員	11番 工藤 博志議員
12番 富高健一郎議員	13番 富高 友子議員
14番 佐藤 定信議員	

---

欠席議員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 甲斐 順生	書記 南條 良夫
----------	----------

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 甲斐 宗之	副町長 …………… 藤本 昭人
教育長 …………… 戸敷 二郎	総務課長 …………… 佐藤 英次
財政課長 …………… 興梠 貴俊	総合政策課長 …………… 戸高 雄司
税務課長 …………… 林 謙一	町民生活課長 …………… 甲斐 利一
企画観光課長 …………… 山下 正弘	福祉保険課長 …………… 有藤 寿満
農林振興課長兼農業委員会事務局長 ……………	佐藤 峰史

農地整備課長 …………… 江藤 武憲                      建設課長 …………… 甲斐 徹  
会計管理者 …………… 飯干 美恵                      病院事務長 …………… 須藤 浩文  
保健福祉総合センター事務長 …………… 興梠 晶彦  
上下水道課長 …………… 江藤 良一  
教育委員会次長兼教育総務課長 …………… 河内 晴彦  
監査委員 …………… 中尾 清美

---

午前10時00分開議

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 皆様、おはようございます。

御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御着席ください。

○議長（坂本 弘明議員） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1. 一般質問

○議長（坂本 弘明議員） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

なお、質疑をされる方は、町長の最初の答弁以降については、質問の内容に応じ答弁者を指名して質疑願います。

議員、執行部双方に申し上げます。質問、答弁につきましては、マイクの位置を確認して発言されるようお願いいたします。

最初に、中島早苗議員の質問を許します。

質問席に登壇願います。

○議員（8番 中島 早苗議員） 皆様、おはようございます。議長のお許しを頂きましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。

子宮頸がんのワクチン対応についてお伺いいたします。

子宮頸がんの原因は、90%以上がHPV、ヒトパピローマウイルスによるもので、女性の半数以上が一度は感染すると言われております。毎年、約1万1,000人がかかり、約2,800人が亡くなっており、治療等によって子宮を失ってしまう女性は、毎年約1,200人に上ります。予防としまして、ワクチン接種と検診が効果的で、現在、100か国以上の国でワクチン接種が行われており、イギリスなどでは接種率が80%を超えております。

そこで、HPVワクチンがどのような効果があるのかといいますと、子宮頸がん全体の50%

から70%の原因とされるヒトパピローマウイルスなどの持続感染等に対する予防効果、子宮頸がんの前がん病変の予防効果、また、接種が進んでいる一部の国では、子宮頸がんそのものを予防する効果があることも分かってきております。男性でも、喉頭がん、肛門がん、陰茎がんの予防につながり、ヒトパピローマウイルスの感染も予防いたします。

通常、がんは年齢が上がるにつれて罹患率が高くなりますが、国立がんセンターの資料によりますと、子宮頸がんの罹患率は20代から40代にかけて急増しており、子育てや仕事に忙しい若い世代に発症のピークが重なっております。検診に行かず、症状がないまま、気づいたときには手遅れということになりかねません。子宮頸がんがマザーキラーとも呼ばれているゆえんではないかと思えます。

私の友人の娘さんが、まさに子宮頸がんで、3歳の孫の面倒を見ていました。幸い娘さんは完治することができ、友人も、孫が母親のいない子にならずによかったとしみじみ言っておりました。

日本では、HPVワクチンの予防接種は、平成25年4月から定期予防接種となっておりましたが、一方、接種後にワクチンと無関係と言い切れない持続的な痛みがあるという報告が増えました。そのため、国は同年6月から積極的勧奨を控えるとしたため、多くの自治体が通知をやめてしまい、70%以上だった接種率が1%未満まで下がりました。世界保健機構のWHOは、こうした日本の現状に、真に有害な結果になりかねないと警告を発しております。

ワクチン接種は積極的な呼びかけはしないが、小学校6年生から高校1年生相当の希望者には、公費で接種が受けられる定期接種であることには変わりありません。そんな中、国は、令和2年10月と令和3年の1月の2度にわたり、HPV感染症の定期接種の対応及び対象者等への周知についての通知を出し、市町村に定期接種者対象者への情報提供の徹底を求めました。そして、厚生労働省は、令和3年11月26日に、積極的勧奨を再開することを決定いたしました。

そこで、本町のこれまでの対応とその結果、そして、今後の予定について次のこととお伺いいたします。

①積極的勧奨を差し控えるとした平成25年度から令和3年度の再開までの本町の対応についてお伺いいたします。

②積極的勧奨を差し控えている状況の中、令和2年10月と令和3年1月に、国から対象者への情報提供について指示がありましたが、どのように対象者へ周知されたか伺います。

③積極的勧奨が再開されますが、対象者への情報提供についてお伺いいたします。

④積極的勧奨差し控えにより、無料接種の機会を逃した方への対応について。

⑤積極的勧奨に向け、町長のお考えをお尋ねいたします。

以上、5点についてお伺いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、中島早苗議員の子宮頸がんワクチン接種対応についての御質問にお答えをいたします。

子宮頸がんワクチンの接種は、平成22年11月に定められた国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業により、本町では、平成23年から無料接種を開始したところであります。

しかしながら、議員御説明のとおり、本予防接種で使用するHPVワクチン、いわゆるヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンですが、接種後に発症する副反応で、特に持続的な疼痛が特異的に見られたことから、国より平成25年6月に、積極的な勧奨を差し控えるようにとの通知があったところであります。

ただし、HPVワクチンの定期接種は中止するものではなく、希望者が定期接種を受けることができるよう、周知等を図ることとする一方で、接種のための受診の際には、積極的に勧奨を行っていないことと、ワクチンの有効性及び安全性についても十分説明を行うよう勧告がされていたところ です。

その後、専門家会議において調査等を進められ、おっしゃるとおり、昨年11月、HPVワクチンの定期接種についての再勧奨を進めるよう通知があったところ です。

なお、個別勧奨につきましても、医療機関における接種体制の整備を進め、令和4年4月から順次実施するよう示されています。

それでは、まず、①の積極的勧奨を差し控えるとした平成25年から令和3年の再開までの本町の対応についてお答えをいたします。

本町では、平成25年度に小学校6年生から高校1年生を対象に定期接種をスタートさせたところですが、国からの積極的勧奨を差し控えの通知があり、集団接種は中止をしております。

その後、定期接種としての取扱は継続し、中学1年生の入学時にHPVワクチンについての説明会を実施したほか、接種に係る案内を個別に通知してまいりました。また、接種希望者については、保健センターにおいてさらに詳しく手続きの案内をさせていただいておりました。

次に、②の積極的勧奨を差し控えている状況の中、令和2年10月と令和3年1月に、国から対象者への情報提供について指示がありましたが、どのように周知をされたかについてお答えをいたします。

国から令和2年10月には、HPVワクチン接種について検討・判断するため、先ほど述べましたように、ワクチンの有効性・安全性に関する情報や、接種を希望した場合の接種に関する情報を提供するよう勧告されております。

また、令和3年1月には、同様の情報を個別送付により提供するよう通知を受けております。

本町では、勧奨差し控えになった時期にも、毎年新中学1年生女兒とその保護者に接種対象に

なっていること、ワクチンに関する情報を個別に通知し、希望者には接種できる体制を取っているところでもあります。

次に、③の積極的勧奨が再開されますが、対象者への情報提供についての御質問ですが、先ほど申し上げましたように、国からは基本的に令和4年4月から順次実施することとの通知があったところでもあります。本町では、4月の転入・転出が落ち着いた4月末以降に通知する予定であります。

また、通知対象者は、令和4年度内に13歳から16歳になる女兒を想定しております。

次に、④の積極的勧奨差し控えにより、無料接種の機会を逃した方への対応はどのようにされるのかの御質問にお答えをいたします。

国では、勧奨差し控えにより接種機会を逃した方に対しては、公平な接種機会を確保する観点から、積極的な勧奨を控えている期間に定期接種の対象であった平成9年度から平成17年度生まれまでの女子をキャッチアップ接種の対象として位置づけております。また、接種期間は、令和4年4月から令和7年3月を想定しております。

ただし、キャッチアップ接種対象者への周知・勧奨方法については、接種対象者が接種について検討・判断ができるよう、HPVワクチンの有効性・安全性について、丁寧かつ確実に情報提供するため、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で議論されており、具体的な方針は今後示されることとなっております。町でも、国からの方針が示されるのを待って、対応してまいります。

これまでの知見から、専門家会議では、副反応のリスクを接種による有効性が上回ることが認められたと、安全性についても特段懸念が認められなかったことが確認されております。

子宮頸がんの発症リスクを軽減するために、HPVワクチンの接種は有効であると捉えておりますし、再度、接種勧奨に向けて取組を継続してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） それでは、順番に従って再質問をさせていただきます。

①の積極的勧奨を差し控えた平成25年から令和3年までの本町の対応はどのような対応だったかということの答弁としまして、定期接種としての取扱は継続し、中学1年生に入学時に説明会を実施したり、接種に係る案内と対象者に個別通知を行ったとのことではありますが、この接種控えの8年間の本町における接種者というのは何人ぐらいでしょうか。

また、この間、本町において副反応に対しての相談等はなかったでしょうか、お伺いします。保健センター事務長、よろしく申し上げます。

○議長（坂本 弘明議員） 保健センター事務長。

○保健福祉総合センター事務長（興梠 晶彦事務長） それでは、中島議員の御質問にお答えいたします。

積極的勧奨を控えておりました間の接種についてですけれども、まず、接種については回数等からいきますと、8年間で46回の接種が行われております。

そして、接種に対する通知ですけれども、こちらを、対象になったのが406世帯を対象に通知をしております。

それから、接種後の副反応についての相談であります。こちらのほうについての相談は、直接げんき荘にはないようでして、もしかしたら医療機関のほうにはあったりしているのかもしれませんが、記録としては副反応に関する相談はあっていないようです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） 本町においての接種者の数、ちょっと私も事前にげんき荘にお聞きして、今、事務長がおっしゃったとおりの接種回数だったんですけれども、それを割って考えたときに、前半の平成25年、26年ぐらいが7人ぐらい、後半の令和2年、令和3年ぐらいが7人、14名ぐらいではなかったかなというふうに思っております。

そして、本町の副反応に対しての相談等はなかったということですね。安心をいたしました。

続きまして、問2の問いの積極的勧奨を差し控えている状況の中、令和2年10月と令和3年1月に国から対象者への情報提供について指示がありました。本町において、毎年新中学1年生の女兒と保護者に、ワクチンに関する情報を個別に通知し、希望者には接種できる体制を取っているとの回答でありましたが、対象者に個別に通知しているとのことでありますが、具体的にどのような中身というか、どのような内容でしょうか、よろしくお願ひします、保健センター事務長。

○議長（坂本 弘明議員） 保健センター事務長。

○保健福祉総合センター事務長（興梠 晶彦事務長） それでは、お答えいたします。

まず、この間の御案内というのは、まず、ワクチン接種の対象年齢になってまいりましたと、お子様になってきましたということと、それから、接種は定期接種という、対象になりますということ、そして、接種が受けられる医療機関のお知らせ、そのほかに国のほうで用意しています接種、まずどういう効果があるのかとか、それから、接種の、先ほどからあります副反応だとか、そういったことについてのリーフレット。そちらを添えて各対象者に、個人ごとに通知を行っているところです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） 問診票とか、そういった部類のものでしょうか。通知と申しますと。問診票、そういう感じの、実際に病院等で書いて提出するような問診等ということですか……、そうじゃない。

○議長（坂本 弘明議員） 保健センター事務長。

○保健福祉総合センター事務長（興梠 晶彦事務長） まずは、ワクチン接種についての内容をお知らせして、そして、接種希望者があった場合にはげんき荘に来ていただいて、そこで問診票の内容についてとか、さらに分からない部分がありましたら回答をしていって、しっかり理解していただいた上での接種をしていただく。そういう形で、ちょっと2段階のような形ですけども、そういった形で御案内をさせていただいております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） リーフレットを送付するってお聞きしたんですけども、このリーフレットは、勸奨を差し控えていた8年間のリーフレットの改訂版というふうに、調べたところ書いてあったんですけども、本町においても令和2年の10月と令和3年1月から、国から情報提供について指示があったときのリーフレットというのは改訂版のリーフレットでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 保健センター事務長。

○保健福祉総合センター事務長（興梠 晶彦事務長） リーフレットについては、改訂がっておりますので、そのたびに改訂されたものを使っています。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） このリーフレット、改訂版のことをちょっと調べてみましたけれども、国が有効性と安全性に関する情報を目的とした改訂版リーフレットということでしたので、このときの状況というか、対象者の数もちょっと増えているという状況があったのではないかというふうに私も感じたところであります。

続きまして、厚生労働省のまた資料によりますと、ワクチンの有効性・安全性に関する情報等を接種対象者に届けるように指示がありました。令和2年10月と令和3年1月の時期なんですけれども、接種者数というのは増えている状況なんですか。その前の30年とか29年とか、その前の時期というのはゼロというふうに、ちょっと調べたところ確認したんですけども、令和2年、令和3年の接種希望者というのは増えた状況でしょうか。保健センター事務長、伺います。

○議長（坂本 弘明議員） 保健センター事務長。

○保健福祉総合センター事務長（興梠 晶彦事務長） 数字のとおりで、増えたということで捉えていただいてよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） ありがとうございます。個別通知によるワクチン情報の提供というのは、すごく大事だなということをやっぱり感じております。テレビ等での副反応に対しての情報というのは、本当に私も一時期、これ、ワクチン打たんほうがいいわというふうに思ったものでしたので、やっぱりしっかりとした情報を個別に通知していただくというのはすごく大切なことだなというふうに思います。

また、HPVワクチンのことを、情報でしか知らない保護者の方というのは、今もたくさんいらっしゃると思うんです。げんき荘の方に聞いたところ、反対に、中学1年生のときに通知が来たけれども、ちょうど受けられなかった、だから、2年生になってやってきましたって言われるんです。本当にしっかりと関心を持っていらっしゃる保護者もいらっしゃるというふうにお聞きしました。大切なことだなというふうに思います。

また、ワクチンの接種が3回の接種になっておりますが、1回のワクチンの料金は幾らでしょうか。もし分かれば教えてください、保健センター事務長。

○議長（坂本 弘明議員） 保健センター事務長。

○保健福祉総合センター事務長（興梠 晶彦事務長） それでは、お答えいたします。

今現在、宮崎県の医師会と、定期接種に関する委託契約を結んでおりますが、そちらについては1回が1万6,910円が料金として、委託料として支払いをしているところです。これが、定期接種の場合ですけれども、これを任意の接種になりますと、個人で、町立病院の場合ですけれども、1万4,200円ということになっております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） 今回このワクチンは公費負担ということで、1回1万約4,000円という大きな金額だなというふうに思っております。これを3回ですので4万2,000円ほどになります。この額というのは本当に経済的負担は大変大きいと思います。ですので、知らずに公費で受けられる期間を逃してしまうことがないように、しっかりとした通知を重ねてお願いしたいと思っております。

このような経過を経て、勸奨を差し控えた8年間、その後2年、平成2年、3年の2回にリーフの改正版を作り、通知したという経過を踏まえて、国は令和3年の11月26日に積極的勸奨を再開することを決定いたしました。そのことについて、積極的勸奨が再開された場合の情報提



供について、本町においては4月以降に通知し、13歳から16歳になる女兒を想定しているとのことでありますが、本町の全対象者は何人でしょうか。また、周知が大変大事なことだと思います。どのような周知を考えていらっしゃるでしょうか。保健センター事務長、お伺いします。

○議長（坂本 弘明議員） 保健センター事務長。

○保健福祉総合センター事務長（興梠 晶彦事務長） 対象となります13歳から16歳までの方が179名、現在のところ179名あります。そして、これについては同じように通知のほうを個別に出すことを今のところ想定しております。漏れがないように確実に情報を捉えていただくために、そのようにする方向で今考えているところです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） 今までの勧奨差し控えの時期の状況でも、本町においては中学1年生を対象にずっと個別に通知をしていただいたということで、これは本当にありがたいことだと思えますけれども、今回中学1年生の女兒だけということではなくて、小学校6年生から高校1年生の全対象者179名に個別通知をしてくださるといのは本当に大変よかったと思います。私も子供、孫、やっぱりいろんな方たちからいろんな話を聞きますけれども、本当に子宮頸がんということの恐ろしさというか、そういうことを本当にいろんな形でお聞きしていますので、しっかりと通知をよろしくお願ひしたいと思えます。

また、4月からの個別通知ということで、3回目のコロナワクチン接種と重なり大変と思われるかもしれませんが、HPVワクチン接種に対して国の方針が変わったこと及び積極的接種で進めることなど、分かりやすい訂正案内を速やかに郵送通知していただきたいと思えます。

続きまして4番目なんですけれども、積極的勧奨差し控えによって接種をためらって受けなかった方が大勢いらっしゃると思えます。今回、国は専門家会議で、副反応のリスクを接種による有効性が上回ることが認められたとしており、これらの情報を届けることでためらわれて受けられなかった、受けなかったと思われる方も受けようと思われる方がいらっしゃるのではないかと、いうふうに私も思っています。

そこで、国もそういう形でキャッチアップ接種ということで対応するようなことを言っておりますけれども、本町において、質問いたしましたところ、平成9年から平成17年度生まれの女子をキャッチアップ接種の対象者として位置づけ、国からの方針を待って、対応接種期間として令和4年4月から令和7年3月を想定しているという回答いただきました。本当に前向きな対応を考えてくださっているようでありがたく思っております。

そこでお伺いいたします。積極的勧奨差し控えによりワクチン接種ができなかった人たちをキャッチアップ接種の対象者といいますか、本町において対象者はどのくらいいらっしゃるでしょ

うか。保健センター事務長。

○議長（坂本 弘明議員） 保健センター事務長。

○保健福祉総合センター事務長（興梠 晶彦事務長） お答えいたします。

まず、始まった当初についてはかなり接種率が高かったということで、国全体でも7割を超える接種率であったような数字が出ておりました。本町においても同様に高かったものと思われませんが、当初、始まった当時の接種記録のほうがシステム上ちょっと反映されてなくてそこはちょっと拾えなかったわけですが、その後、平成12年から17年生まれの方が248名おられます。それで、転入・転出等もありますので、240名ぐらいの方は通知をする対象とはなるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） 約240名ほどということはもう大変な大きな数字だなと思いますけれども、対象者に対して、接種の効果や副反応、健康被害が起きたときの救済制度の情報提供、また安心して接種が受けられる体制の整備をしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。また、事務長もさっきちょっとおっしゃってましたけど、大学進学や就職で本町にいない子供たちもいらっしゃると思います。国の方針が決定されて接種ができるようになった場合は、このキャッチアップ接種対象者にも、ぜひ地元を離れていらっしゃる方に対してもできる限りの対応を考えていただくといいかなと思っておりますので、その点よろしく願いいたします。

最後に、町長にお伺いいたします。

少子化が進む中、町長も子育て支援とかいろいろ様々マニフェスト等でも書いていただいておりますけれども、少子化が進む今日、国立がんセンターの資料によりますと、子宮頸がんや子宮や命を落とす女性が急増しております。子育てや仕事で忙しい20代から30代のこれから本当に日本を背負っていく、子供を産み育てることになる若い女性の罹患率が高いとされております。子宮頸がんはワクチン接種によって予防できるがんであります。本町において、子宮頸がんや子宮や命を落とす人がいないような予防及び病気の排除にしっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。町長お願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 中島議員の御質問にお答えいたします。

先ほどから、保健センター事務長も説明いたしましたし、今も答弁しましたとおり、これまでも対象となる女兒に対しては、積極的勧奨が差し控えられてはいましたけれども、そういった定期接種の機会があるということ、そして安全性について、また副反応についてももしっかりお知らせをしてきたところでございます。

今後とも、令和4年、今年4月から予算化もしておりますけれども、今回当初予算には人数も限られている予算で上げておりますけれども、反応見ながら、しっかり希望者がいる場合には、必要な予算を確保して支援をするということで考えております。

また、キャッチアップ接種ということで、積極的勧奨が差し控えられた期間受けることができなかつた方、そういった方もしっかり拾っていきながら、有効性、そして場合によっては副反応のリスクも併せてお知らせをしますけれども、多くの方にしっかりと情報を伝えて、そして保健センターで御案内をし、また病院と連携して、また町外の病院ともしっかりと契約をしながら進めていくわけでありましてけれども、今後のそれぞれの、少子化対策という話もありましたけれども、健全な形で母子保健が推進できるようにスムーズに接種を進めていくということで、保健センター、そして病院一体となってスムーズに御案内と接種ができるよう取り組んでいく覚悟でございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） 本当にワクチン接種することによって予防ができるというがんですので、しっかりと取り組んでいただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

.....

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、田中義了議員の質問を許します。

質問席に登壇願います。

○議員（2番 田中 義了議員） 2番、田中義了。町長に対して質問いたします。

1月22日未明に高千穂町で最大震度5強を観測した日向灘地震の被災状況及びその被災内容、また被災町民に対する支援対応、さらに今後の防災対策について伺います。

1、防災無線は活用されたのか。

（1）地震災害対策本部は設置されたのか。

（2）防災無線の普及率はどうなっているのか。

（3）町民の住宅以外の町内にある事業所などにも無償設置を推進すべきではないか。高千穂町を訪れる多くの観光客のために、また、事業所で働いている消防隊員のためにも。

2、気象庁宮崎地方気象台への被災状況報告内容を伺いたい。

3、高千穂町の被災状況調査の体制とその調査手法について伺いたい。

（1）人的被害調査における警察署、西臼杵支庁、消防団との連携体制を伺いたい。

（2）公的施設（建物・工作物）の亀裂や破損状況調査。

（3）町道の崩壊状況調査。

（4）上下水道の漏水・断水状況調査。断水地域の給水支援対策。断水による企業会計の収益

に与える影響は。

4、無償貸付けしている高千穂鉄道跡の建物・鉄路とその沿線の敷地、崖地・橋梁・隧道の被災状況調査。

5、防災マップの活用について。令和3年3月に発行された防災マップについて再度PRすべきではないかの件についてお尋ねしたいと思いますが、その前に、議長、一言、先日亡くなられた川邊一男さんの功績に対して感謝の意を述べさせていただきます。

○議長（坂本 弘明議員） はい。

○議員（2番 田中 義了議員） 私も、Uターンした町長も副町長もそうだと思いますけど、Uターンしての生活より前の時代に、高千穂町のために民謡協会あるいは文化協会の会長さんを長年務めてきました。その人、今でも、去年の10月からですけど、議会報の印刷関係についても協力してもらっております。その生前の功績に対して感謝の意を述べたいと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、田中義了議員の日向灘地震の被災状況調査等についての御質問にお答えをいたします。

昨日から、地震に関連をした御質問に対して答弁をさせていただきましたが、改めて発生直後の状況について御報告をいたします。

1月22日土曜日午前1時8分に大分県東部沖の日向灘を震源とした地震は、本町においては震度5強を観測した非常に激しいものでありました。この地震により被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

6年前の熊本地震を思い起こさせる揺れの強さに驚愕しながら、すぐに役場へ駆けつけました。既に職員も数名来ており、まずは冷静に状況確認に当たるよう指示を出しました。

役場内を見回したところ、エレベーターの緊急停止とスチール製の書棚が1つ傾いていた以外は、書類も散乱することなく、窓から見える町の中心部も街灯や信号もふだんと変わりなくついておりました。報道機関からの問合せに対応しながら、救助者の要請がないか消防本部と連絡を取り合いつつ、真夜中でもあったことから被災状況の調査については朝を待つことにしたところであります。

今回の地震においては、規模の割には町全体の被害は少なかったと認識をしているところですが、三田井東から浅ヶ部にかけて住宅等の被害、敷地内の亀裂が集中して確認され、改めて地震の威力を感じたところでもあります。

それでは、御質問にお答えいたします。

まず、1の防災無線は活用されたのかとの御質問中の1番、地震災害対策本部は設置されたの

かについてであります。消防防災係が役場に到着後すぐに災害警戒本部を立ち上げ、人的被害や道路の決壊及び建物の倒壊等が多数発生した場合に備え、災害対策本部に迅速に移行できるよう準備をしたところであります。

次に、2の防災無線の普及率はどうなっているのかの御質問ですが、令和2年度から防災無線のデジタル化に着手し、令和3年9月に完了したところであります。現在は不具合や新築住宅、不在で宅内工事ができなかった住宅へ職員が出向いて対応しており、2月末現在の普及率は93%となっております。

地震警戒アラートは発生直後に防災無線より流れたところであります。テレビで報道がなされていたことや夜間で状況確認ができなかったこともあり、防災無線での臨時の放送は行いませんでした。

次に、3の住宅以外の事業所などにも無償設置を推進すべきではないかの御質問ですが、新しい機器は、個人の住宅以外に公共施設、地区公民館、民間の事業所においては旧機器を設置されていた場合は無償で交換を行っておりますが、新規に申し込まれる場合は有償としております。

次に、2の宮崎地方気象台への被災状況報告内容についての御質問ですが、気象台へ被災状況を報告することはございませんが、災害対策基本法により県に報告することとなっております。報告内容については、人的被害・住宅被害・非住家被害・その他となっております。今回の地震においては、上水道の断水を報告いたしました。

次に、3の本町の被災状況調査の体制とその着手方法について中の1、人的被害調査における警察署、西臼杵支庁、消防団との連携体制についての御質問ですが、災害にかかわらず、救急要請は消防本部に一報が入るため、消防本部からの連絡を待って対象者の把握に努めております。

また、災害発生により災害対策本部を設置した際には、消防団長、消防本部、西臼杵支庁、警察署、自衛隊と連絡を取り、情報共有を行っております。

次に、2の公共的施設（建物・工作物）の亀裂や破損状況調査についての御質問ですが、町有施設につきましては、当日の朝、各課の担当者がその施設の職員が出勤した後、電話での聞き取りや現地にて状況の確認を行ったところです。

次に、3の町道の崩壊状況調査についての御質問ですが、町道、農道、林道及び用水路等の被害状況の調査については、通常、災害調査員となっている職員より各公民館長さんを通じて把握に努め、報告のあった箇所は職員が直接現地に出向いて確認を行い、各担当課に引き継いでおります。

次に、4、上下水道の漏水・断水状況調査、断水地域の給水支援対策、断水による企業会計の収益に与える影響についての御質問ですが、上下水道の漏水・断水状況調査の断水地域の給水支援対策について、まず地震による断水状況ですが、午前6時半頃に通勤途中の方から吾平地区の

アパート付近で漏水が発生しているとの通報がありました。その約10分後に仁田野配水池が空になり、浅ヶ部・後河内地区が断水しました。断水戸数は約200戸でした。この断水の原因は、アパートの引き込み管が配水管から抜けてしまったことが原因であり、配水管の被害はありませんでした。午前10時半頃に修理が完了し、夕方までには浅ヶ部・後川内地区の断水は一旦解消しました。

また、今回の地震では上水道の第一水源と第二水源で濁度の異常が発生しましたので、地震発生後の午前1時40分に金毘羅配水池と城山配水池への送水を停止しました。送水の再開に備えて準備をしておりましたところ、第一水源のみ濁度が送水基準まで回復しましたので、午前9時半に金毘羅配水池と城山配水池に送水を再開いたしました。ところが、7時間ほど2つの配水池に送水ができなかったため、事前予告を行い、やむなく18時30分から翌朝の6時30分までの12時間にわたり計画断水を行いました。第二水源の濁度が送水基準まで下がり送水できたのは翌23日の午前8時からでした。

断水地域の給水支援対策については、以上のとおり復旧工事に注力し、可能な限り短時間で通水を開始させることを最優先と判断したところであります。

次に、断水による企業会計の収益に与える影響はの御質問ですが、断水解消後は通常の使用量に戻りましたし、施設につきましても被害はありませんでしたので、ほぼ影響はないと考えております。

次に、4の高千穂鉄道跡地の建物・鉄路とその沿線の崖地・橋梁・隧道の被災状況調査についての御質問ですが、高千穂鉄道跡地につきましては、主に高千穂あまてらす鉄道株式会社に一部有償でお貸しをしておりますが、今回の地震による災害はなかった旨の説明を受けております。

なお、あまてらす鉄道におきましては、異常時の運転取扱いマニュアルに従って同日から3日間は余震を考慮して休業し、その間に設備点検、枕木の調整等を行い、安全を確認した上で運行を再開したとの報告を受けております。

次に、5の防災マップの活用についての御質問ですが、防災マップは令和2年度に作成をしており、公民館を通じて全戸配布しております。公民館に加入していない世帯については窓口での配付を行っております。今後の活用については、ここ数年の豪雨や台風、また南海トラフ沖地震も予想されていることから、御指摘のとおり、防災無線や広報誌で防災マップのPRを行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂本 弘明議員） ここで、11時まで休憩いたします。

午前10時49分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 一般質問、12月、3月と8名の議員が質問しました。今回も災害の関係で3人の議員が質問いたしました。普通は議運で、同じ議題はのせるな、質問するなという掟みたいなのがあって排除されるのですが、このたびの地震に対する考え方、危機管理の問題等があって、3人の一般質問が認められたと思います。従前よりも1組増えたという感じになって、藤田議員からありましたが、マラソンのほうは50歳以上はあまりいないものですかから1組しか走れないような話もありましたが、議会のほうは60以上が多くいるのに2組を出走させたような形になって、私がアンカーを務めさせてもらっております。

少し和らいだ話をしますと、昨日はそれこそ入れ歯がなくして、朝方まで探していて、議場で少し居眠りしていたら他の議員から叱られました。今日は緊張で朝5時から起きて、少し緊張して早めに役場に到着いたしました。

そういう緊張感がある中でいろんな質問をいたしますが、まず最初に、私たちの質問に対してやっと町長から地震被災された方へのお見舞いをという言葉がありました。議会報にも載っていませんでした、2月号に。しかも行政報告でもされませんでした。危機管理能力があるのかなというふうに疑いを持ちました。したがって、私は今、議長に頼んでデモンストレーションでこれを着てもいいですかと尋ねたら、議会では正装だから駄目と言われました。それでも地震のときも着ていまして。

○議長（坂本 弘明議員） マイクを元に戻してください。

○議員（2番 田中 義了議員） おしてしまして、それでも3分で駆けつける距離にいますので、役場に駆けつけようと思ったのですが、もうロートルですからやめましたけど。しかも2月号に、図書館の本のところに、日本では毎年各地で地震、台風、豪雨など云々という話があって、災害に対する本の紹介が書いているんですよ、皮肉にも。というところを見つけましたので、それと工藤議員、磯貝議員、質問がありましたけど、水の問題で。西臼杵消防だより、これも4月号ですか、見ますと、自販機の災害ベンダー設置とって、もう現実にやっているそうです。そういうこともちょっと、まねでもいいから、こういう場合は積極的に取り入れてやってほしいと私は思っております。

まず、それでは町長の答弁に対して、事件当夜、職員が既に数名来ていたという表現がありました。数名、確かな数字じゃないです、五、六名とか。何名本当は駆けつけたんでしょうか、町長にお伺いします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

私は町長室と総務課のエリアに主におりましたので、そのときに、最初に私が到着したときにいた職員は4名だったと思います。建設課、あるいは水道課、そういったところも出てきておりましたが、そこには直接すぐには行っておりませんので、その人数は正確には把握をしておりません。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 被災状況については、三田井東から浅ヶ部地区にかけてあったわけですけど、その調査を調査員が災害調査員というのがいるそうですけど、何名ぐらいが該当する職員がいるのでしょうか。私はまだ半年しかないので、各課の所掌事務が分かっておりません、理解しておりません。町長は対策本部長でもありますので、町長から指示していただきたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 災害調査員は56名おると把握しております。年度始めにその年度の各公民館担当職員、また、災害調査担当職員、これを名簿作成いたしまして張り付けております。でありますので、地震、あるいは大雨等の災害があったときには、その職員がこの公民館を受け持って公民館長さんなりにすぐに連絡を取って状況を把握し、そして総務課が取りまとめるといった体制を取っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 町長の答弁によると、災害警戒本部はできた。でも、災害対策本部は準備していただけだったのでしょ。正式に立ち上げなかったのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（佐藤 英次課長） 田中議員の御質問にお答えいたします。

その前に、災害警戒本部の前に、情報連絡本部、そして災害警戒本部、そして災害対策本部と3つの本部を順を応じて立ち上げるようにしております。それにつきましては、まず大雨の場合を例にいたしますけれども、大雨警報や洪水警報が発表されたときに、まず1号配備ということで情報連絡本部を立ち上げます。そして近隣の市町村で災害等の発生が確認された場合に災害警戒配備。そして実際に本町内で土砂災害等が確認された場合に災害対策本部ということで、段階を踏んで本部を上の方に、人員の配置等を配備するというようになっております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。



○議員（2番 田中 義了議員） 続いて、防災無線についてお尋ねいたします。

防災無線については、もう既に100%となっているとあって防災無線のパンフレットには書いてありました。ここでは93%となっております。どこに相違があるのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（佐藤 英次課長） この7%というのは、もう防災無線は要りませんと言われた方とか、空き家等でその方の部分が含まれておりますので、希望されている方についてはほぼ100%ということで設置をしております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 防災無線の普及率、昨年5月、浅ヶ部なんかはゼロだったんです。それとか、被災が多かった地区は大体がゼロ%とか、十何%の地区が多かったものですから、今回の地震のときにどのように放送されたのかなど、伝わったのかなど懸念しておりましたので安心しました。

それで、その防災無線のパンフレット、業者が作ったんじゃないかと懸念しているんですよ。だからみんな自分で作った意識がないからPRの仕方が下手じゃないかというように私は思っております。あの文書はどういうようにして配布されたのでしょうか。後ろのほうには観光宣伝のパンフレットになっているんですよ。だから防災無線も観光客130万人の入り込みがあるという高千穂です。観光客用にも、各事業所あたりに要求がなくても無償でもやってあげるべきじゃないかというように思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

事業所につきましては、実は今回の防災無線の以前に入っていたアナログ防災行政無線を導入する際に、事業所には御負担をいただいて導入をしております。そのような公平性の観点から、そのときに費用負担をいただいたところについては一般家庭と同じく無償で取替えを行いました。それ以外の全く新規のところについては、そういった経緯から御負担をいただくということで対応させていただいているところです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 町長の答弁によると、夜間で状況把握ができなかったということで、防災無線の臨時の放送は行わなかったというようになっておりますけど、熊本地震のときに、本震だと思っていたら、2日後に本震がまたあったわけです。そういうことも震度5以上だったらやるべきじゃないかと、余震が大きいのが来るかもしれない。夜中でも呼びかける必要がある

んじゃないかと思います。対策本部長としてやるべきじゃなかったんでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

Jアラートでの放送も繰り返しございました。その後、テレビ放送、どこのチャンネルをつけても、また近いうちに揺れが来るかもしれません、御注意くださいという放送が繰り返しされておりましたので、夜中ということもありまして、改めて、それと併せてですけれども、役場に出勤してきた職員、いろんな地区から駆けつけておりました。そういったところに皆さんに聞いたときに、特に大きな崩れはなかったと、停電等の被害もないといったことがありましたので、ここは改めて夜中のうちにそこまでの放送をする必要はないかなど。テレビの情報によって現在の状況というのは把握がされているということで認識をしたものですから、特に改めての防災無線での周知は行わなかったということでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 旧機器が備え付けてあった場所だけで、新しくできた公民館とか、そういうところは、対象なんだけどつけてありませんでしたというところは幾つぐらいあったのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（佐藤 英次課長） 公民館等には建物が新しくなりましても必ず設置するようにしております。今のところ新しく個人の事業所で設置をしてほしいということでした部分が約33台、昨年度10月1日から3月11日までの間に33か所に、これは有償で設置をやっています。これは個人の事業所であります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 次に、私は気象庁宮崎地方気象台の報告という新聞記事を見たんですよ。私も来月で81ですから、もうろくしているかもしれません。大きな災害があった後は、全国紙とか、ローカル紙を取って、ちゃんとスクラップを作っておくべきじゃないかと思いますが、この記事を見た役場の職員は全然いなかったのでしょうか。私がフェイクニュースを流しているというように書いてあるような感じがして、そのスクラップ記事は誰も見たことがないんですか。それともスクラップもしていないんですか。そういう記録を残しておくべきじゃないかと思うんです、私は。どうですか、本部長。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 気象台で把握されているデータといいますか、震度等の状況は報道さ

れたかもしれませんが、私がお答えしたのは気象台に対しての災害の報告、直接の報告をするという流れは、普段は定められていないということでございます。気象台におかれましては、県等から情報を集約してまとめられたものを出されたということでございますので、そういった報道が気象台からあったということについては、それはあることだというように思いますけれども、そのスクラップをしているかという、それは私はしておりません。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） フェイクニュースかどうかは新聞記事を確認してもらいたいの、気象台から、宮崎から2班の調査班が分かれて被災地を訪れたそうです。そのうちの1組が高千穂町に来て災害報告を受けたというような記事でした。ちゃんと確認してください。いいですか、本部長。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 国交省はうちに、役場の中に情報収集の本部を立ち上げておりますけれども、そこで対応しているのかなと思いますが、総務課長が答えさせていただきます。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（佐藤 英次課長） 地震当日の朝の7時5分に宮崎気象台より地震計の点検に行きますということで連絡を受けております。そして朝の10時に3名ほど来られまして、地震計の点検をしていただいております。田中議員がおっしゃった気象台のニュースというのは、恐らく何か日之影町役場とか、五ヶ瀬町役場のほうは新しい庁舎に移ったことがあって、その地震計の観測が何かうまくいかなかった記事のことかというように私のほうは今、感じたところでありますけれども、気象台は10時頃点検に来ていただいております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 五ヶ瀬も日之影町も新庁舎になって、設置場所の問題で検討されていたということで、地震計が稼働しなかったといううわさは聞いております。気象台もやっぱり、高千穂の地震計は被害を受けていなかったかどうかは調べにも来たと思います。その記事が新聞記事で出ていたんですよ。だから私はそのまま鵜呑みしました。ということで、確認だけはしておいてください。

それから、対策本部をつくる前に消防本部からの連絡なんかをいただくような形になっておりますけど、あそこは3町合同の消防本部なんですよ。高千穂町は高千穂町で動くべきじゃないかなと思います、町としては。したがって、対策本部長以下、メンバーはどのような人たちがなっているのでしょうか、本町の対策本部の組織は。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（佐藤 英次課長） まず、先ほどの警戒情報本部ですけれども、そこで見ますと、総務課、企画観光課、福祉保健課、建設課、農林振興課、農地整備課の各係が動員されるようになっております。そして2号配備になりますと、今度は各課から具体的に人数が割り当てられまして、企画観光課あたりは3名とか、建設課は8名とか。そして災害対策本部を設置ということになりますと、一応全職員が出勤ということではないんですけれども、自宅待機も含めて全員が災害対策本部に入ることになっております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） せんだって調査をしたんですけど、マイナンバーカードの話で、高千穂町に住居地を置いていない人たちが30名近くいるんです。来年は消防団員が60名退団します。そういう過疎化の田舎の町で消防団員が60名も辞められたらいろんな災害対策に、地震だけじゃないんです。そういうところで欠陥といいますか、そういうところを埋めるために町としてどうのように考えていらっしゃるのでしょうか、本部長としてお答えください。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 防災力を高め、維持しなければならないということは考えておりますけれども、消防団員が減っているということは事実でございます、ここをどう対応しようかということについては、今消防団と協議をしているところでございます。もちろん平成27年の4月に西臼杵広域消防本部が立ち上がったことによって、まず火災、あるいは救助、そういったところについては迅速に駆けつけることができる体制はできておりますけれども、やはり災害等が発生した場合には、多くの人数が必要な場合に頼りになるのは消防団だというように認識をしております。

消防団に入りがらない若い人たちが今多くなっているということについては、消防団の操法大会の在り方であるとか、そういったところが少し問題になっているということでございます。今、消防団本部を中心に消防団の活動の在り方を変えていこう、あるいはまた、組織の再編をしよう、そういったところの協議がなされておりますので、そこらあたりがよりよい方向に行って、若い世代が残る、あるいは幹部となった後も引き続き残っていただくような、そのような消防団の組織づくり、今検討中でありましてけれども、ぜひこの消防団の人数がしっかり確保できるような体制づくり、これを消防団本部とともに役場としても考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 県外に住んでいる人たちも多くいますという話をしましたけど、

職場消防団をつくってもらえたらと、役場の中に。今でも消防団員になっている人は、議会でもどうぞ行ってくださいというように快く送り出しました。昼間は高千穂で働いていらっしゃるのですが、職場消防団みたいにして、役場の中であれば少しはそういう手助けになると思います。また、来年度予算では消防団員の報酬はだいぶ高く上げてもらっております。そういう気持ちがあるんだったら、もっと消防団員が楽になるようなシステムをつくってもらいたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。どうですか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 消防団の処遇改善等につきましては、今回はちょっと費用弁償と報酬という出し方、あるいは時間が長くなったときの増額といったところは、条例改正をさせていただいているところでございます。役場も消防団は何かあったときにはいち早く庁舎内の放送でお知らせをし、いち早く駆けつけるようにということで対応しております。かつては役場消防団を組織して出ていこうということをやった時期が過去にありましたが、役場、仕事として行くのか、あるいは消防団員として行くのかとか、あるいは組織の在り方がなかなか公務員という立場とうまくいかないところがあって解消しておりますけれども、役場としての組織はですね。ですが、消防団員はそれぞれ迅速に駆けつけるように尽力をしているところでございます。

また、消防団員の確保ということであれば、災害時、あるいは緊急時にいち早く駆けつけるOB組織、こういったところを五ヶ瀬町でも立ち上げを行ったようでもありますけれども、機能別消防団といった呼び方をするようでもありますけれども、そういった組織の立ち上げというのも今後検討していくべき課題かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 今回の地震で断水、浅ヶ部、三田井東だけじゃなくて、三田井地区の市街地あたりでもありました。高台に私のうちはあるんですけど、四、五日は水の出が悪かったのです。空気圧がふわっと出るような感じでした。先日、聞くところによると、水道管がもう老朽化甚だしいと、もう20年前から言われているんです。私の前の議員のときもそうだったんですけど、まだ対策がされていないと。危機管理、水は生活インフラの一番大事なところだと思います。今回のあれでも給湯器が故障して風呂にも入れなかったという話もあるんです。そういう被害もあっているみたいです。ですから、延岡は水道料を下げたんですけど、高千穂は上げる勇気も持ってもらいたい。そして給配水管の漏水なんかもだんだんひどくなると思います、地震があるたびに。熊本地震、日向灘地震。漏水も常日頃でもあるんです。それなのにそういう地震があるともう少し漏水が増えているんじゃないかと私は懸念しております。それで、町民に訴えてでもいいから水道料を上げて、それで給水管等の老朽化を返上しますというような形に

きないでしょうか、町長。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 上水道の管路の老朽化というところは非常に課題であります。有水率が六十何%であると、7割いっていないということでございますので、緊急に対応すべき課題だということでございます。今、水道課のほうで今後の管路の修繕等についての計画も立てていくわけですが、その中において長い間水道料金を上げてこなかったというところも問題かなと思いますけれども、そういった将来的な集水率を上げる、そして老朽化した管路を年次計画的に更新していくと、また耐震化も図っていくためにはどうしても財源が必要だということで、今、将来的にどのような料金体系を取っていくか、上げざるを得ないというような方針で今、計画を進めているところでございます。詳細が必要であれば水道課長がお答えをいたします。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 観光の町、高千穂です。町民のための生活インフラなく、観光客に対しても130万の入り込みがあるという話ですので、それに対応するためにも旅館業組合の人たちにも水道の堅実な運営は必要だと思っております。

最後になりましたけど、高千穂町防災マップ、去年の3月に発行されております。でも、これはゼンリンが作ってくれてあれしているんじゃないかと思うんですよ。防災無線もそうですけど、2つとも著作権が相手方にあるんです。役場自身で私は作ってほしいと。それで知恵をゼンリンとかその業者に頼んでこういうマップを作る。著作権が相手にあつたら、これを利用する場合は一々転載の許可をもらわないといけない。したがって、今後もいろいろな委託事業があると思いますが、そういうときに著作権が相手方にあるような資料を作るべきじゃないんだと思うんです。町民が使えません、みんなで共有するときに。どうでしょうか、そういう今後の委託作業のときに考慮をしていただきたいと思うのですけど。無線のほうもそうです。著作権は相手方にあるみたいを書いてありました。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（佐藤 英次課長） 確かにおっしゃるとおりであると思います。これを自由に加工する場合、やはり著作権者のほうの了解は得るということで、ある程度のことの加工については、事前に委託料の契約等の中でうたっているかと思っておりますけれども、御指摘のとおり、新規に作成する場合、そこ辺、契約の中でどの程度まで自由なこちらの裁量で加工ができるのかということ、今後それぞれの部署で委託してこういう刊行物を作成いたしますので注意したいと思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 高千穂鉄道の跡地の問題で隧道工事を去年、漏水が上がっていることで700万ぐらいの予算を使ったと思いますけど。熊本地震のときに、私の祖先のお墓が尾の上の電波塔の下にあるんです。それで前回、尾の上の上ですけど、墓地を見に行ったら墓石が倒れていたんです。そしたらその下のトンネルの中の漏水が最近見つかって工事しました。今回も見に行ったら、あそこに山興梧の元禄時代の墓が3基きちんと台の上に載せられていたんですけど、それが飛んでいました。したがって、またあその下にある隧道が漏水しなきゃいいなと思っております。工事すればいい話かもしれませんが、そういうところは全然もう異常がなかったという話になっているので、今はたしか渇水状態で例年の1割ぐらいしか降っていないと。簡易水道でもそうですけど、みんな困っておるところです。でも、これで集中豪雨とかあったら、いろんなところにひび割れの関係で漏水やら、田んぼでもそうですけど、ひび割れがあると当然漏水があります。用水路関係でもそうだと思います。したがって、何も被災が、人災がなかったからと言われますけど、私と隣家の間に竜巻が通ったんです。それで写真を撮って、ミラクルというか、サークルができていて、うちのねむの木が、5センチぐらいの幹が折れていてねじり取ったような形になってというものですから、写真を撮って役場に報告しに行ったら、人身事故がなかったからいいんですという話だったのです。でも、そういう記録を残しておくべきじゃないかと私は思っております。現地へ行かなくてもそういう申出があったら記録に残しておいてあげて、何かあったときの参考の資料に使っていただきたい。そういうように思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

町内のどこで、どのような自然災害につながるようなことがあったというのは、記録としては残しておく必要もあるかなと思います。過去に、これまでの町史といいますか、そういったこれまでにどういったことがあったかという蓄積というのは大事かなと思いますので、消防防災係のほうでそういった申出があったときには記録をするような、何かそのような形をつくりたいと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 最後に、防災関係については日にちがたってからじゃ駄目なんです。やっぱり直後ぐらいに防災意識を高めるためには広報誌であれ、無線放送であれ、やるべきじゃなかったかと私は思っております。今後そういう、今からは阿蘇山の爆発もあるかもしれません、南海トラフもあるかもしれません、そういうときの心構えを常日頃持っていないといけ

ないんじゃないかと。ただ単に人災がありませんでしたからといって逃していたら絶対に駄目なんです。地震があったらその直後にちゃんとPRをするというような形で動いてもらいたいと町長にお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

Jアラートの活用はもちろん有効に機能していると思いますし、今回は幸いにして人的な災害、あるいは大規模な道路の通行止め、そういったところがなかったものですから、そこまでの対応はしませんでした。現状をお知らせすることについて防災行政無線、あるいは新たに今、取組をしておりますLINE等でお知らせをするということについて、これからしっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） ありがとうございます。防災関係は町長1人では何もできません。やはり役場の職員の皆さんの総力を挙げて対応しないといけないと私は思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

私の質問は終わらせていただきます。

---

○議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて散会します。

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午前11時35分散会

---